

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1 整備ゾーンと保全の方向性

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多くの箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界等によって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする(図2-1-1)。

ゾーン区分の検討項目

自然条件：海岸および背後の地形、流入河川等

社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港等利用形態等

生活文化圏：通勤、通学、買物等いわゆる生活圏等



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷等によりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区、経済圏、生活圏等を形成していく。

海を利用する産業等、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通等を利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

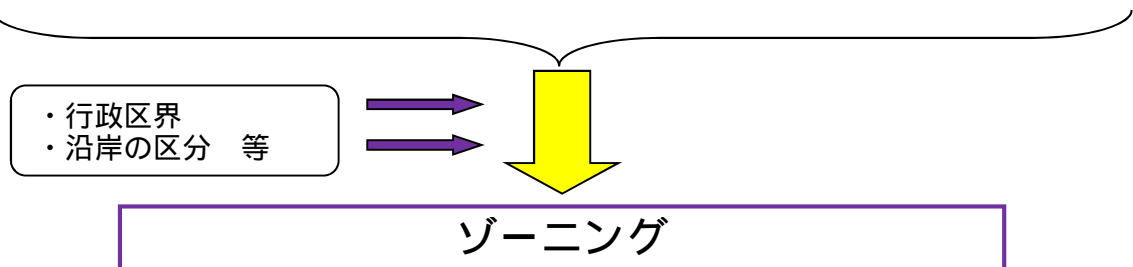


図2-1-1 ゾーニング区分の検討

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図2-1-2のようにゾーニングする。

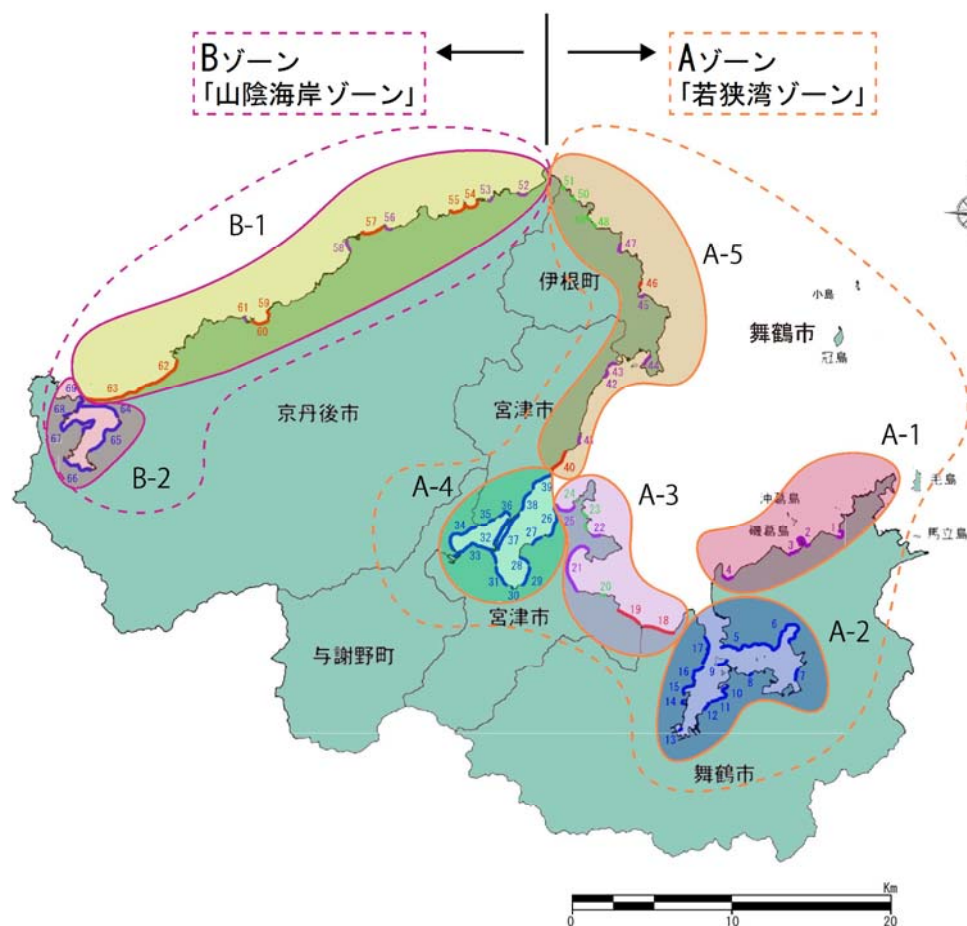


図 2-1-2 ゾーニング

(3) 各ゾーンの整備方針

設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。

Aゾーン(若狭湾ゾーン)

A-1:大浦ゾーン

半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。

〈 防護 〉

背後地の漁村や集落を守るため、侵食や高潮・高波対策等の海岸保全対策を進める。

老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

若狭湾国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。

漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。

A-2:舞鶴湾ゾーン

湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物等、古くから発達している港町ゾーンである。

〈 防護 〉

古くから整備が進められてきたゾーンであることから、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

背後地の舞鶴赤れんがパーク等や優れた環境の適切な維持・保全に努める。

交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。

港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。

A-3:由良・栗田ゾーン

由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿と厨子王^{あんじゆ ずしおウ}伝説の舞台となったゾーンである。

〈 防護 〉

侵食が進んでいる海岸については、潜堤（人工リーフ）等による砂浜の保全を図る。

比較的発生頻度が高い津波に対して、海岸保全施設の整備により浸水対策を図る。

老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。

A-4:宮津湾ゾーン

日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。

〈 防護 〉

天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでいるが、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。

観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。

A-5:宮津・伊根ゾーン

日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。

〈 防護 〉

背後に漁村が密集する地域では、ソフト対策と一体となって、人命や資産を守る。

老朽化した施設の維持管理や改良を行う。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋等の貴重な建造物の保全に努める。

漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。

Bゾーン(山陰海岸ゾーン)

B-1:京丹後ゾーン

丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島等、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。

〈 防護 〉

冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）等、海岸保全施設により対策を行う。老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。

自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイラン等の希少な海浜植物等の保全に努める。

B-2:久美浜湾ゾーン

白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。

〈 防護 〉

比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋りの向上を図る。

2 海岸保全施設の新設又は改良

2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。

< 施設の種類 >

現時点で最適と考えられる工法を選定しているが、今後、海岸地形の変化や保全対策に係る知見の発展に加え、地元の意見も踏まえ、より適切な工法となるよう常に見直しを行い、整備を実施する。

現在調査中、工法検討中等で詳細計画が未決定の箇所についても、現段階で想定している計画内容を挙げる。実施に当たっては、地元の意見も踏まえ詳細な検討を行う。

整備する海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤(ヘッドランド含む)、潜堤(人工リーフ)等とする(図 2-2-1)。

< 施設の規模 >

海岸保全施設の整備延長とするが、計画の内容又は進捗度に応じ、整備計画のある海岸の海岸保全区域(指定・予定を含む)延長としている箇所を含む。施工延長、断面形状等は、実施に当たり詳細な検討を行う。

< 施設の配置 >

現況汀線(海岸線)沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う。



図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類

2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食等から防護される受益地域および背後の土地利用状況等を基本計画図(1)～(8)に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。

3 海岸保全施設の維持又は修繕

3-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。

3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。

3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形等の把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化等構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮等の発生後等、必要に応じて緊急点検を実施する。

海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。

堤防(緩傾斜堤を含む)、護岸(緩傾斜護岸を含む)、胸壁等

施設前面の洗掘、沈下等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

突堤(ヘッドランド含む)、離岸堤、消波堤・消波工、潜堤(人工リーフ)

洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

砂浜

浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクル等の適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂等を活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表 2-3-1 に示す。

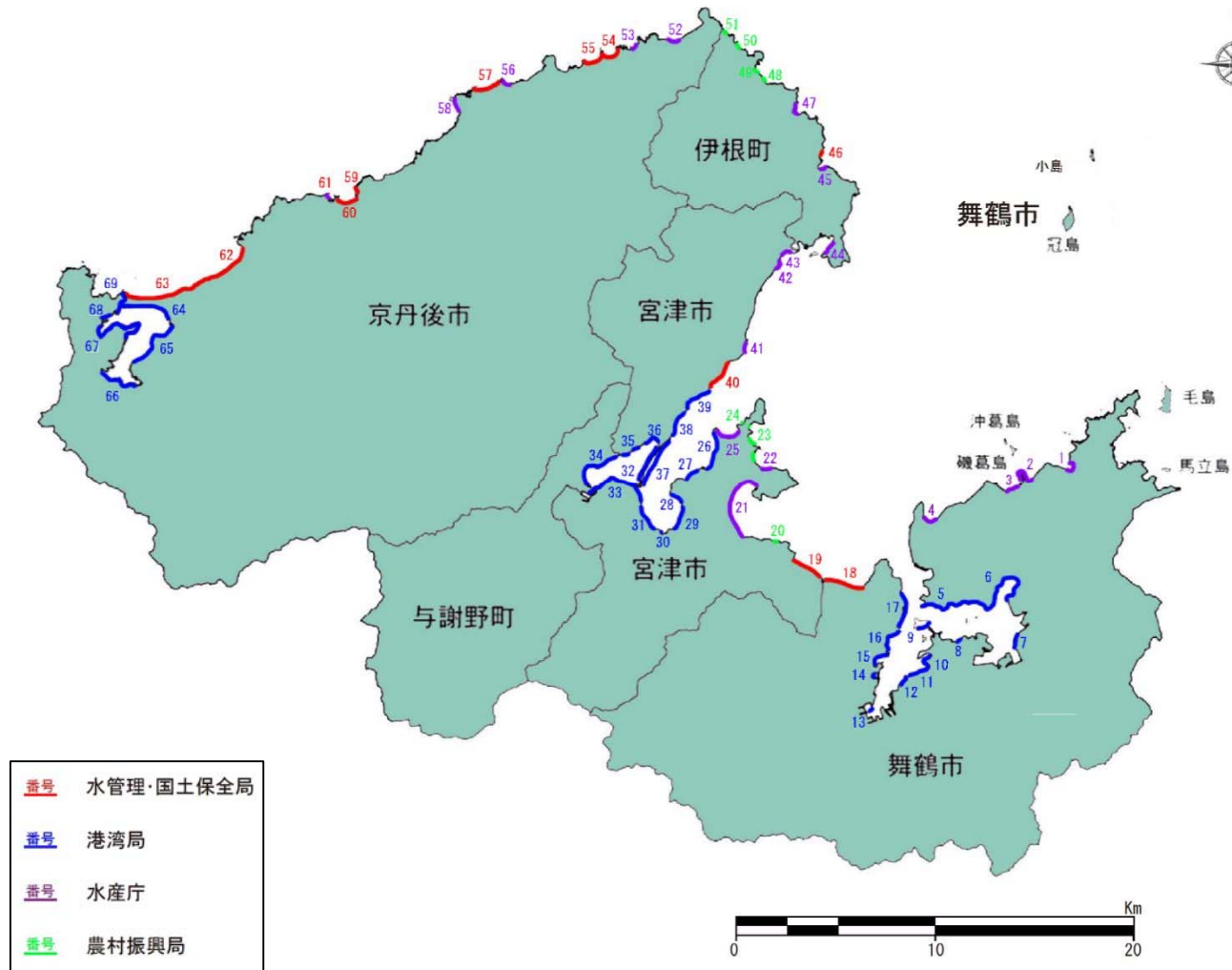


图 2-3-1 海岸保全区域 位置图

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン区分	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	管理	海岸保全区域延長(m)	施設	新設	改良	維持・修繕	規模(現況)			規模(新設・改良)			規模(維持修繕)			状況	維持または修繕の方法	備考		
											延長(m)	天端高(T.P.+m)	天端延長(m)	整備延長(m)	天端高(T.P.+m)	天端延長(m)	天端高(T.P.+m)	天端延長(m)	天端高(T.P.+m)					
A	1	野原漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	937	護岸		●	●	●	160	4.00	60	1,000~1,500	4.00	160	4.00	舞鶴市野原の一部	往宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	護岸対策		
	2	豊栄漁港海岸 (小幡地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,518	護岸 防波堤	●	●	●	●	189	2.60	70	2.60	2.60	259	2.60	65	2.00	往宅地、森林、遊路、農地	津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	浸食対策 高潮・高波対策	
	3	豊栄漁港海岸 (三浜地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,175	護岸 防波堤	●	●	●	●	254	1.50~1.10	220	1.50~1.10	65	454	1.50~1.10	65	1.50~1.10	往宅地、遊路、森林	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	浸食対策 高潮・高波対策	
	4	瀬崎漁港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	789	護岸 防波堤		●	●	●	783	3.30~1.10	50	2.50	202	783	3.30~1.10	50	2.50	往宅地、遊路、森林	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	護岸対策	
	5	舞鶴港 佐波地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	4,070	護岸				●	4,192	1.47~1.67			4,192	1.67			往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策		
	6	舞鶴港 平地地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	2,740	護岸			●	●	●	1,961	1.52~1.67	1,480	1.67	1,961	1.67			工業用地、住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	7	舞鶴港 大波地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	1,339	護岸			●	●	●	1,339	1.67~2.87			1,339	1.67			往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	8	舞鶴港 系浜地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	332	護岸			●	●	●	310	1.67			310	1.67			往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	9	舞鶴港 戸高地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	960	護岸			●	●	●	960	1.97			960	1.97			公園	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	10	舞鶴港 加津島地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	216	護岸			●	●	●	216	0.67~1.67	216	1.67		216	1.67		往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	11	舞鶴港 和地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	1,719	護岸				●	●	1,719	1.17~1.87	858	1.67		1,719	1.67		往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	12	舞鶴港 二尾地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	529	護岸				●	●	529	1.87			529	1.67			往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	13	舞鶴港 善多地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	383	護岸				●	●	383	1.67			383	1.67			港務施設、道路、住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	14	舞鶴港 大君地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	761	護岸				●	●	761	1.17~3.87			761	1.67			住宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	15	舞鶴港 吉田地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	1,760	護岸				●	●	1,660	1.17~1.87	900	1.67		1,660	1.67		往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	16	舞鶴港 青井地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	2,000	護岸				●	●	1,170	0.97~3.77	900	1.67		1,170	1.67		往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
	17	舞鶴港 白杉地区海岸	(地)	舞鶴市	京都府	2,340	護岸				●	●	1,420	1.87			1,420	1.87			往宅地、遊路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
A-1	18	神崎海岸	(河)	舞鶴市	京都府	1,672	防波堤 護岸 人工リーフ 人工リーフ				●	1,680	1.06~2.00			1,680	1.06~2.00			往宅地、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	浸食対策 浸食対策		
	19	由良海岸	(河)	宮津市	京都府	1,372	護岸 人工リーフ	●			●	240	2.00	400	-2.00	400	-2.00	400	-2.00	800	-2.00	往宅地、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	浸食対策
	20	森真海岸	(河)	宮津市	宮津市	114	堤防				●	114	4.08			114	4.08			農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施	浸食対策		
	21	栗田漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	4,289	護岸 防波堤 人工リーフ	●			●	1,936	1.50~2.50	1,936		1,936		1,936		1,936		往宅地、遊路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	津波対策 高潮・高波対策
	22	島原漁港海岸	(水)	宮津市	宮津市	828	護岸 防波堤 防波堤	●			●	470	1.70	40	4.00	75	4.00	75	4.00	40	4.00	往宅地、遊路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策 高潮・高波対策
A-2	23	島原海岸	(河)	宮津市	宮津市	459	堤防				●	75	4.70			75	4.70			農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施	浸食対策		
	24	田井海岸	(河)	宮津市	宮津市	35	堤防				●	30	2.49			30	2.49			農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施	浸食対策		
	25	栗田井海岸	(水)	宮津市	宮津市	1,500	護岸 防波堤	●			●	1,500	2.10	210	2.10	1,500	2.10	210	2.10	210	2.10	往宅地、遊路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策 高潮・高波対策

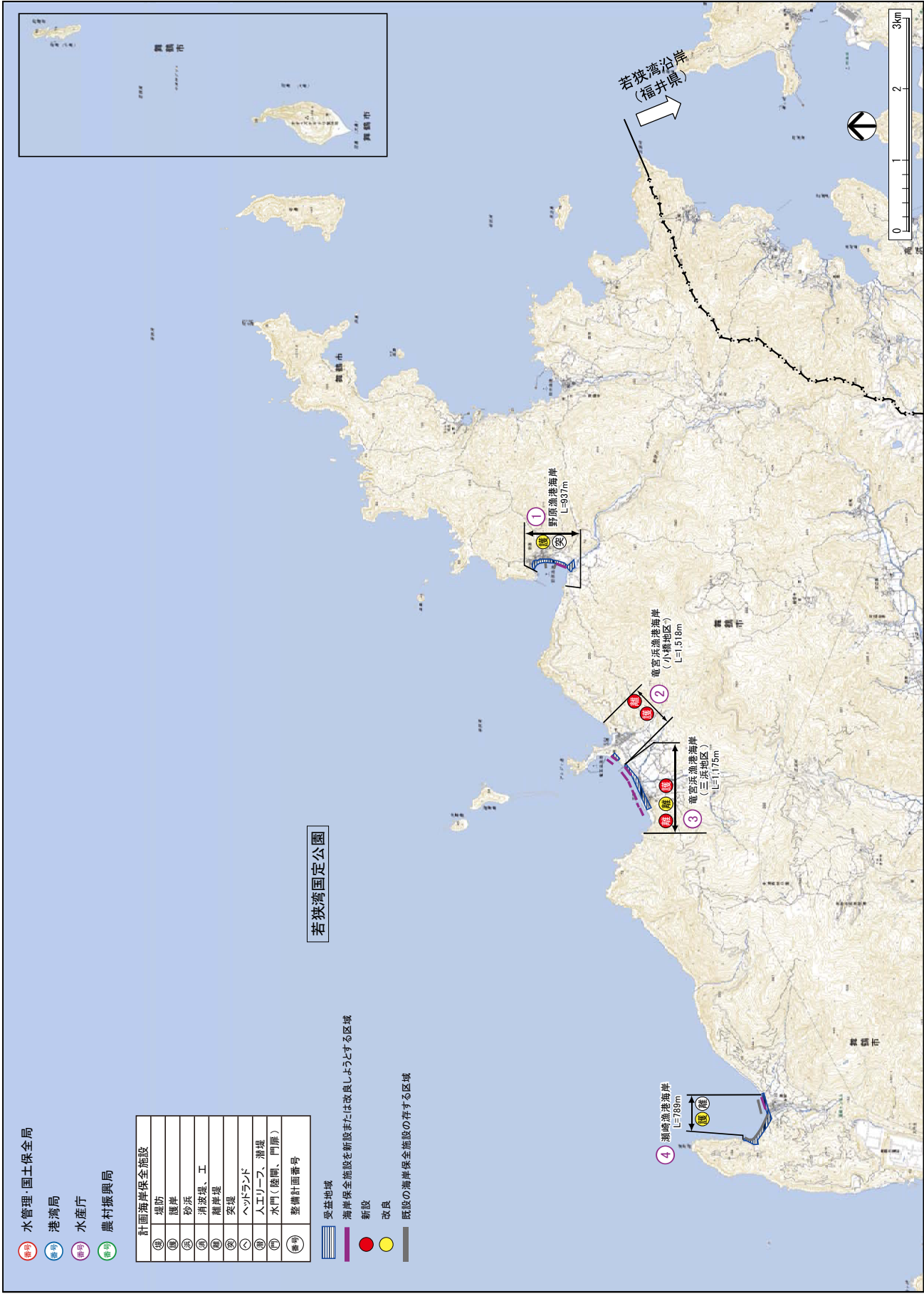
表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管 市町村名	管理 市区町村	海岸保 全区域 延長 (m)	施設	新設	改良	維持 修繕	規模(現況)		規模(新設・改良)		規模(維持修繕)		状況		維持または修繕の方法	備考	
										延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	整備延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)			地域
A 香 取 県 海 沿 い ん	26	宮津港 田井兵庫地区海岸	(他)	宮津市	京都府	1,900	護岸 突堤	●	●	1,834	1.96~2.36	1,000	1.96	1,96	1.96	3E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	27	宮津港 獅子地区海岸	(他)	宮津市	京都府	1,150	護岸	●	●	1,150	1.86~2.36		1.96	1,96	1.96		住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	28	宮津港 獅子地区海岸	(他)	宮津市	京都府	720	護岸 突堤	●	●	720	1.66~2.22		1.96	720	1.96	3E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	29	宮津港 波路地区海岸	(他)	宮津市	京都府	1,740	護岸	●	●	1,740	1.66~1.96		1.96	1,740	1.96		住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	30	宮津港 島崎浦地区海岸	(他)	宮津市	京都府	1,440	護岸	●	●	1,440	1.06~2.21	40	1.96	1,440	1.96	1.96	商業用地、住宅地、遺跡、農地	商業用地、住宅地、遺跡、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
B 香 取 県 海 沿 い ん	31	宮津港 杉ノ木地区海岸	(他)	宮津市	京都府	820	護岸	●	●	820	1.12~1.96	300	1.96	820	1.96	9E	住宅地、道路	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	32	宮津港 文殊地区海岸	(他)	宮津市	京都府	4,900	護岸 突堤	●	●	4,900	0.72~2.26	2,640	1.66	4,900	1.66	5E	住宅地、道路、公園	住宅地、道路、公園	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	33	宮津港 須津地区海岸	(他)	宮津市	京都府	2,600	護岸	●	●	2,600	1.56~1.82		1.96	2,600	1.96	2.5E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	34	宮津港 岩流地区海岸	(他)	与野町	京都府	3,717	護岸	●	●	3,650	1.02~1.56	942	1.96	3,650	1.96	5.6E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	35	宮津港 清原地区海岸	(他)	宮津市	京都府	1,260	護岸	●	●	1,260	1.33~1.56		1.96	1,260	1.96	2.9E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	36	宮津港 大塚地区海岸	(他)	宮津市	京都府	620	護岸 砂浜	●	●	620	1.56		1.96	620	1.96	3.5E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	37	宮津港 天橋立地区海岸	(他)	宮津市	京都府	5,010	護岸 突堤	●	●	3,600	0.66~0.80	3,600	1.96	3,600	1.96	0.6E~0.8E	公園	公園	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	38	宮津港 江尻地区海岸	(他)	宮津市	京都府	2,880	護岸 砂浜	●	●	2,866	1.56~2.66	2,266	1.96	2,866	1.96	1.5E~2.6E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	39	宮津港 白置地区海岸	(他)	宮津市	京都府	1,660	護岸 突堤	●	●	1,560	2.62~3.06	1,306	1.96	1,560	1.96	3.3E~3.8E	住宅地、道路、農地	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	40	日置海岸	(他)	宮津市	京都府	1,708	護岸	●	●	1,157	2.31	1,000	2.47~3.78	1,157	2.47~3.78	4E	住宅地、道路	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	41	養老港海岸 (岩ヶ鼻地区)	(他)	宮津市	宮津市	570	護岸 突堤	●	●	206	3.90	206	3.90	206	3.90	3.90	住宅地、道路	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	42	養老港海岸 (岩ヶ鼻地区)	(他)	宮津市	宮津市	830	護岸 防波堤 潮除工	●	●	452	1.30~3.00	452	1.96	452	1.96	1.5E~3.0E	住宅地、道路	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	43	養老港海岸 (大崎地区)	(他)	宮津市	宮津市	1,000	護岸 防波堤 潮除工	●	●	854	1.40~3.00	834	1.66	834	1.66	1.6E	住宅地、道路	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	44	伊根港海岸	(他)	伊根町	伊根町	2,878	護岸	●	●	1,412	1.00	832	2.24	1,00	2.24	1.00	住宅地	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
	45	地瀨港海岸	(他)	伊根町	伊根町	970	護岸 防波堤	●	●	496	3.15~5.00	496	2.00	496	2.00	3.15~5.00	住宅地	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策
46	津母海岸	(他)	伊根町	京都府	304	護岸 突堤	●	●	180	4.84	180	4.84	180	4.84	4.84	住宅地	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
47	浦島海岸	(他)	伊根町	伊根町	830	護岸 防波堤	●	●	352	3.50	352	2.00	352	2.00	3.50	住宅地	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策	
48	ヤタベ海岸	(他)	伊根町	伊根町	175	堤防	●	●	145	4.50		4.50	145	4.50	4.50	農地	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要なら緊急点検を実施	高潮・高波対策	
49	久津崎海岸	(他)	伊根町	伊根町	128	堤防	●	●	136	4.30		4.30	136	4.30	4.30	農地	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要なら緊急点検を実施	高潮・高波対策	
50	カマヤ白石海岸	(他)	伊根町	伊根町	205	堤防	●	●	214	6.10		6.10	214	6.10	6.10	農地	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要なら緊急点検を実施	高潮・高波対策	
51	カマヤ海岸	(他)	伊根町	伊根町	168	堤防	●	●	169	6.00		6.00	169	6.00	6.00	農地	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要なら緊急点検を実施	高潮・高波対策	

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

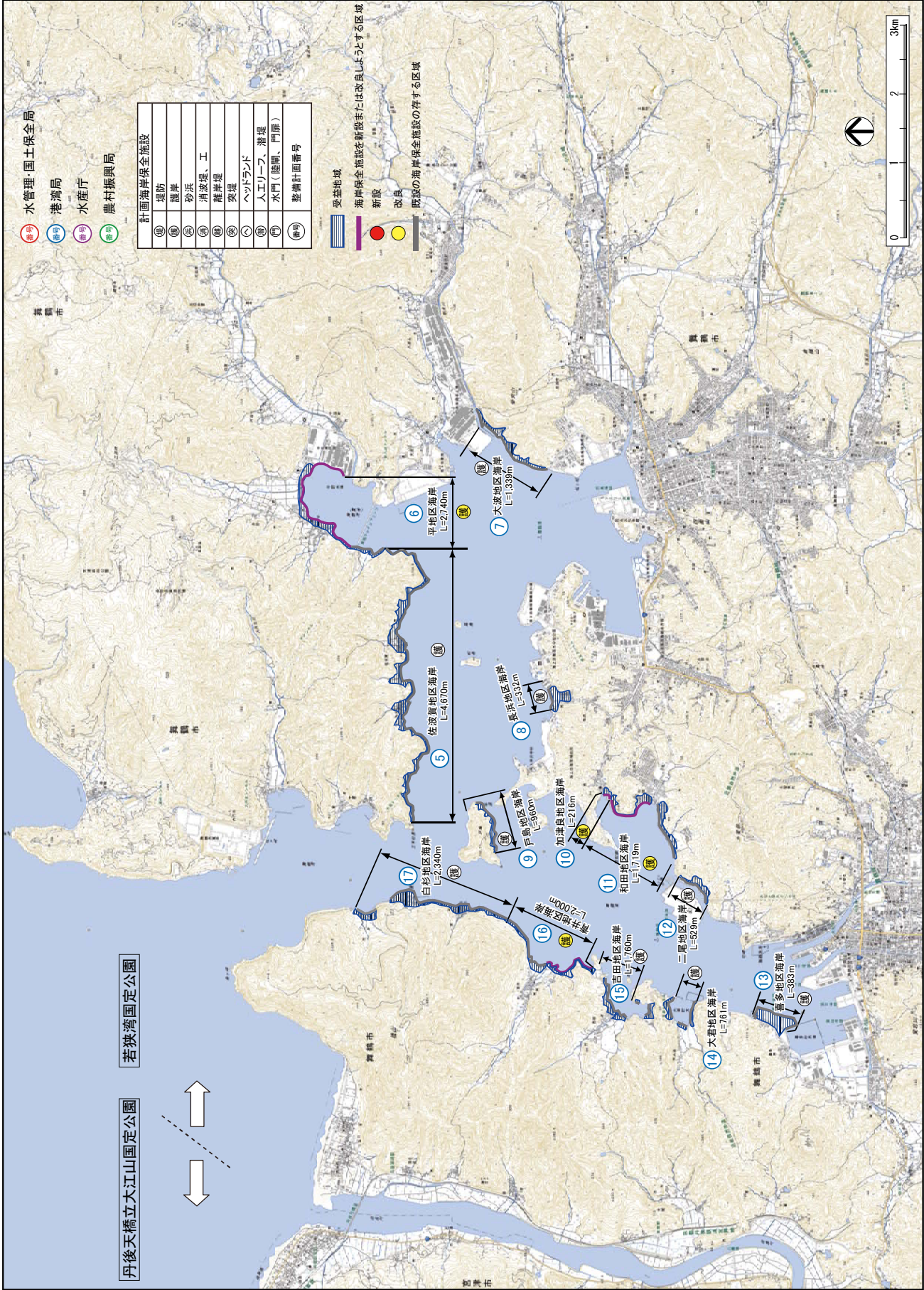
ゾーン区分	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	管理	海岸保全区域延長 (m)	施設	新設	改良	維持修繕	規模(現況)				規模(新設・改良)				配置				状況	備考
											延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	天端高 (T.P.+m)		
B	山形県	久米浜港	(水)	京丹後市	京丹後市	1,105	護岸					86	4.00	88	4.00	88	4.00	京丹後市丹後町軸道の一部	住宅地、道路	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策			
							突堤				105	1.50	105	1.50	105	1.50	京丹後市丹後町中河の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策				
							護岸				642	4.00~4.50	100			289	1.70	京丹後市丹後町上野の一部	住宅地、農地、森林	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策			
							護岸堤				289	1.70	505	4.50	284	-0.50	284	-0.50	京丹後市丹後町平野の一部	住宅地、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策		
							人工リワー				200	-0.50	284	-0.50	284	-0.50	284	-0.50	京丹後市丹後町竹野の一部	住宅地、遊路	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策		
							護岸				266	4.15	256			65		65		京丹後市丹後町間人の一部	住宅地、農地、森林	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策	
							護岸				197	4.50	197			30	2.20~1.50	130	-2.20~1.50	京丹後市丹後町小沢の一部	公園	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策	
							突堤				54	1.12~5.50	54			74	2.50	74	2.50	京丹後市丹後町小沢の一部	住宅地、森林	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策	
							護岸				744	4.20	744			47	3.50	47	3.50	京丹後市丹後町小沢の一部	住宅地、遊路、公園	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策	
							突堤				90	2.00	90			300	-2.00	300	-2.00	京丹後市丹後町小沢の一部	住宅地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策	
B	山形県	久米浜港	(水)	京丹後市	京丹後市	1,222	護岸					1,270	4.20	1,270	4.20	1,270	4.20	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策			
							突堤				230		230		75		75		京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、農地、森林	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策		
							人工リワー				300	-2.00	300	-2.00	300	-2.00	300	-2.00	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策		
							護岸				1,070	4.24	1,070	4.24	1,070	4.24	1,070	4.24	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、農地、森林	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策		
							護岸堤				280		270			550		550		京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策	
							人工リワー				1,540	-2.00	1,630	-2.00	1,630	-2.00	1,630	-2.00	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策		
							人工リワー				200	-2.00	1,400	-2.00	1,400	-2.00	1,400	-2.00	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待対策		
							護岸				3,208	0.71~2.37	656	1.87	3,208	1.87	3,208	1.87	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策		
							護岸				3,640	1.17~1.87	912	1.87	3,640	1.87	3,640	1.87	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策		
							突堤				2,771	0.87~2.43	498	1.87	2,771	1.87	2,771	1.87	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策		
B	山形県	久米浜港	(水)	京丹後市	京丹後市	3,100	護岸					160		160		160		京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	優待・環境対策			
							砂浜				256		256		256		256		京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策		
							護岸				710	1.07~1.87	710	1.07~1.87	710	1.07~1.87	710	1.07~1.87	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波対策		
							護岸				2,120	1.27~2.57	260	1.87	2,120	1.87	2,120	1.87	京丹後市久米浜町湯川の一部	住宅地、遊路、農地	日寄遊視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮・高波、津波対策		

(河)：水源地、(水)：港灣、(港)：港灣、(農)：農作地

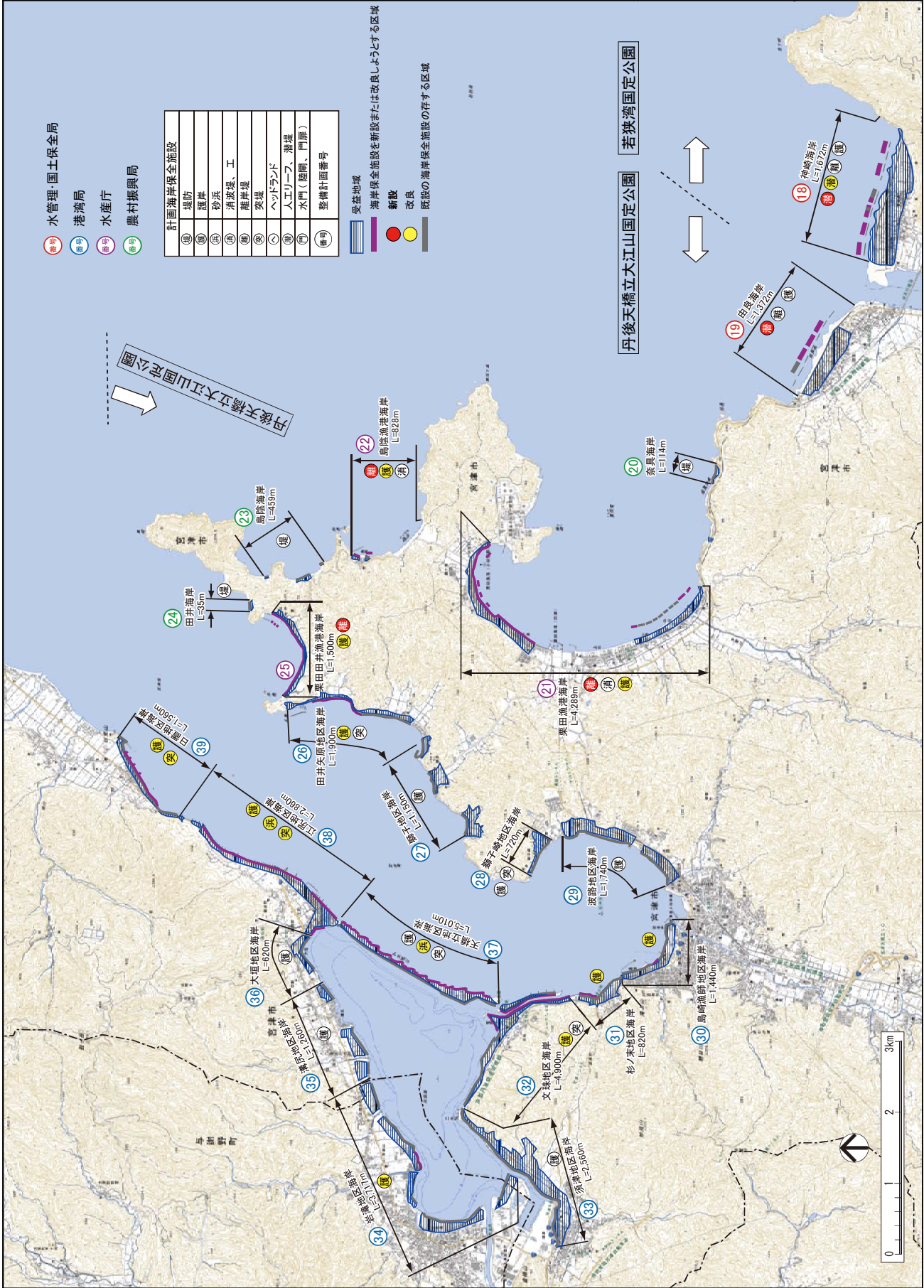


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情保、第986号)」
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

基本計画図(1)

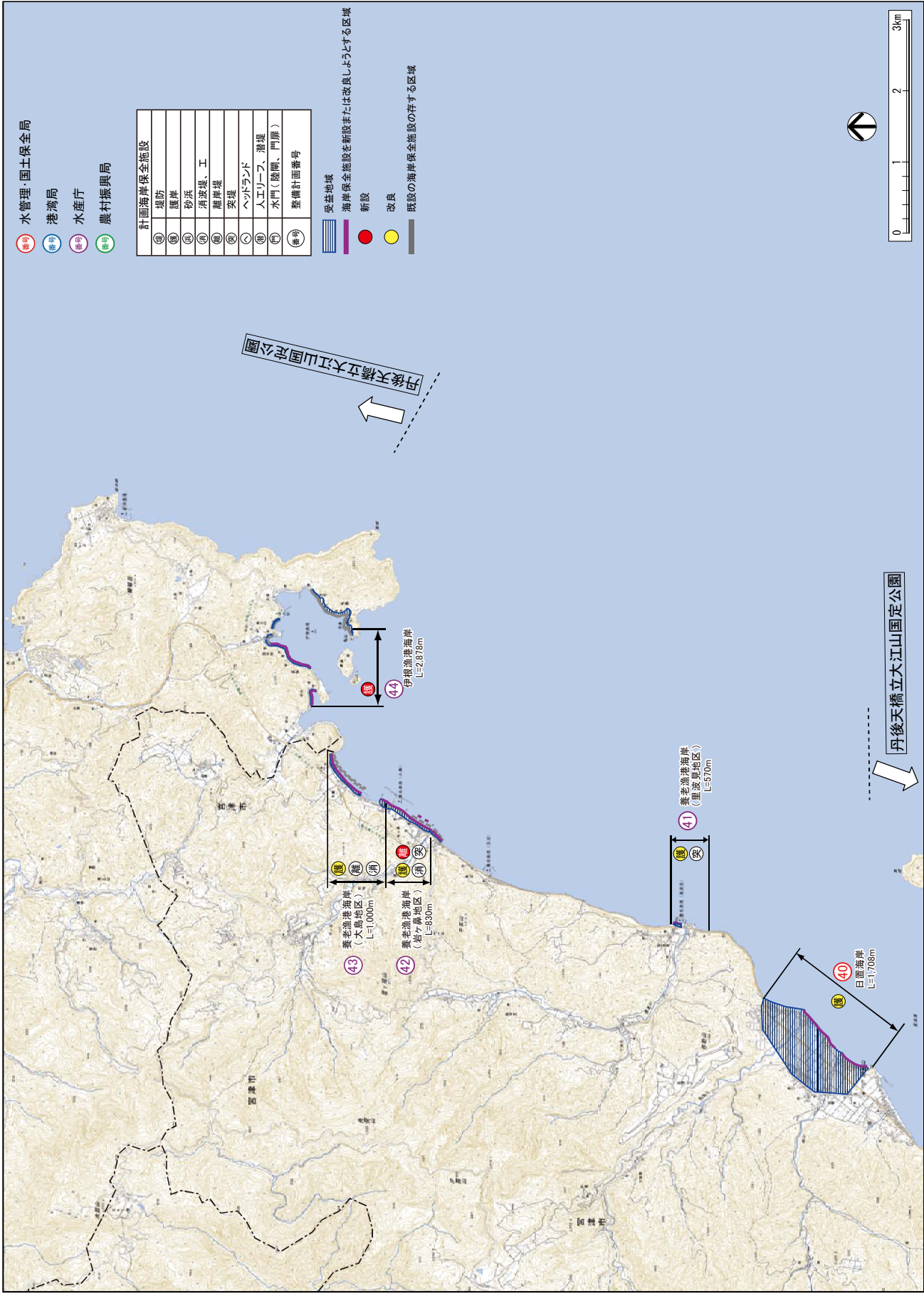


【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平29精標、第966号）】
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。



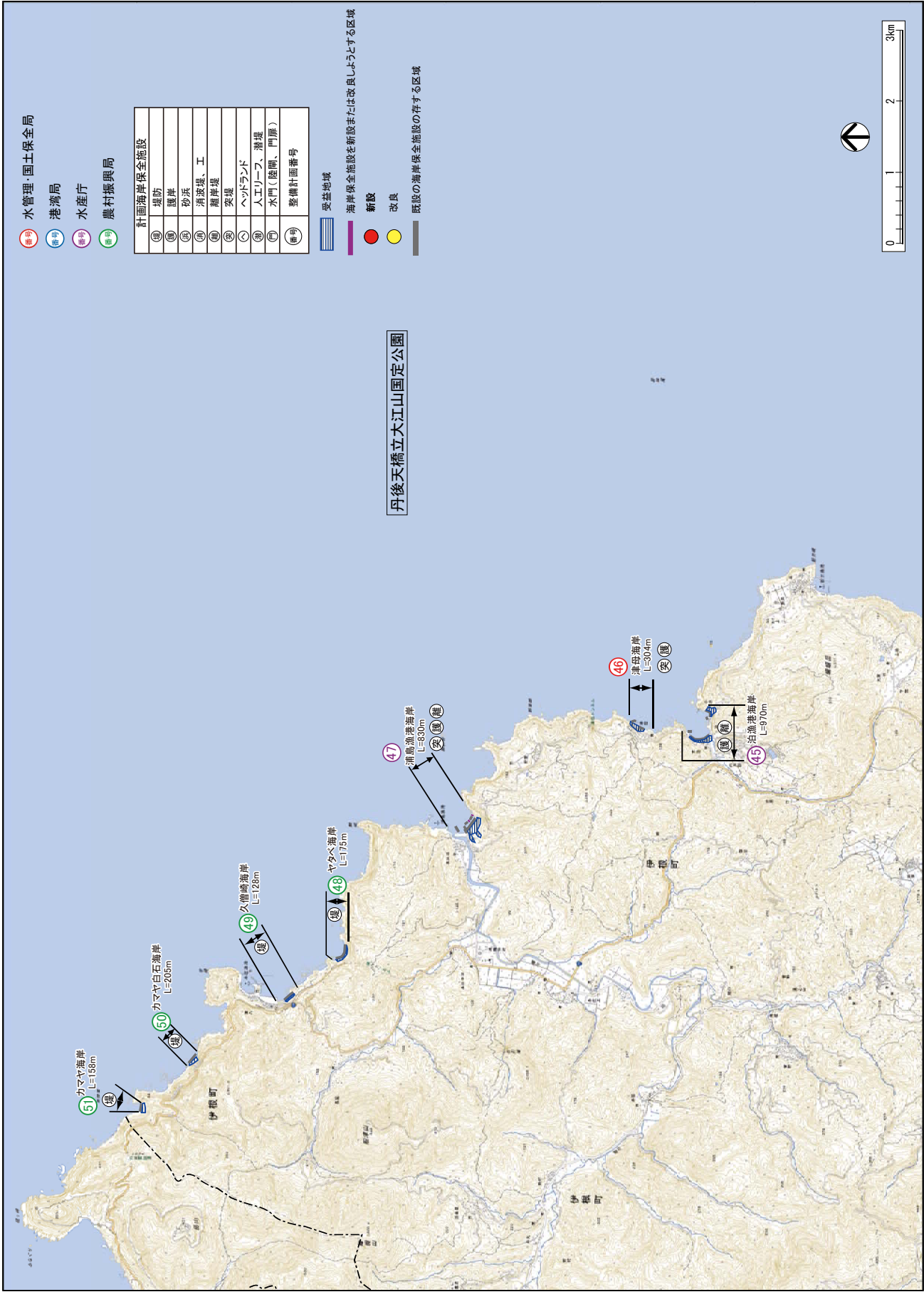
基本計画図(3)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情観、第 966 号)」
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



基本計画図(4)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情保、第 9866 号)」
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



基本計画図 (5)

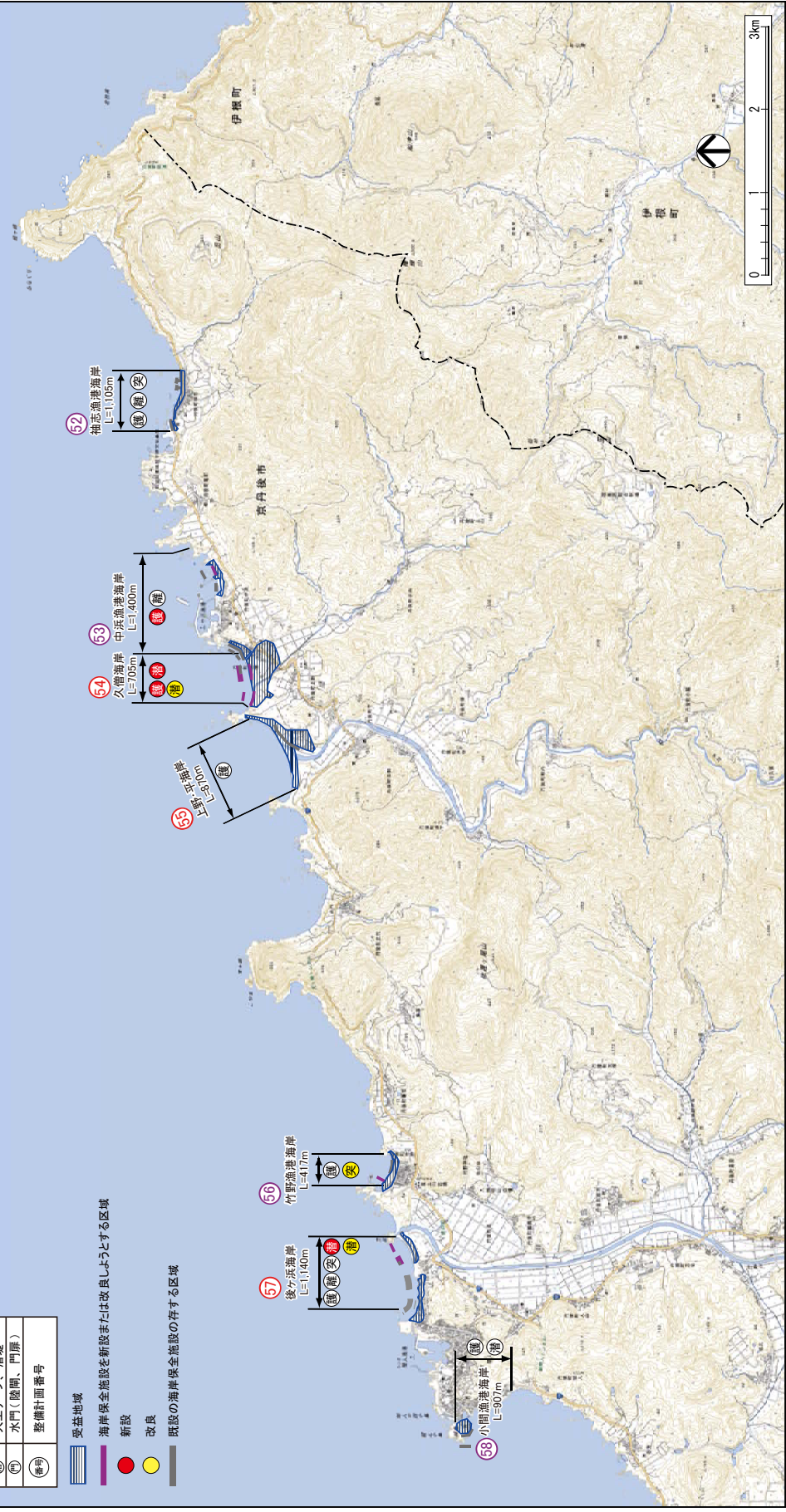
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情算 第 966 号)」
この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農村振興局

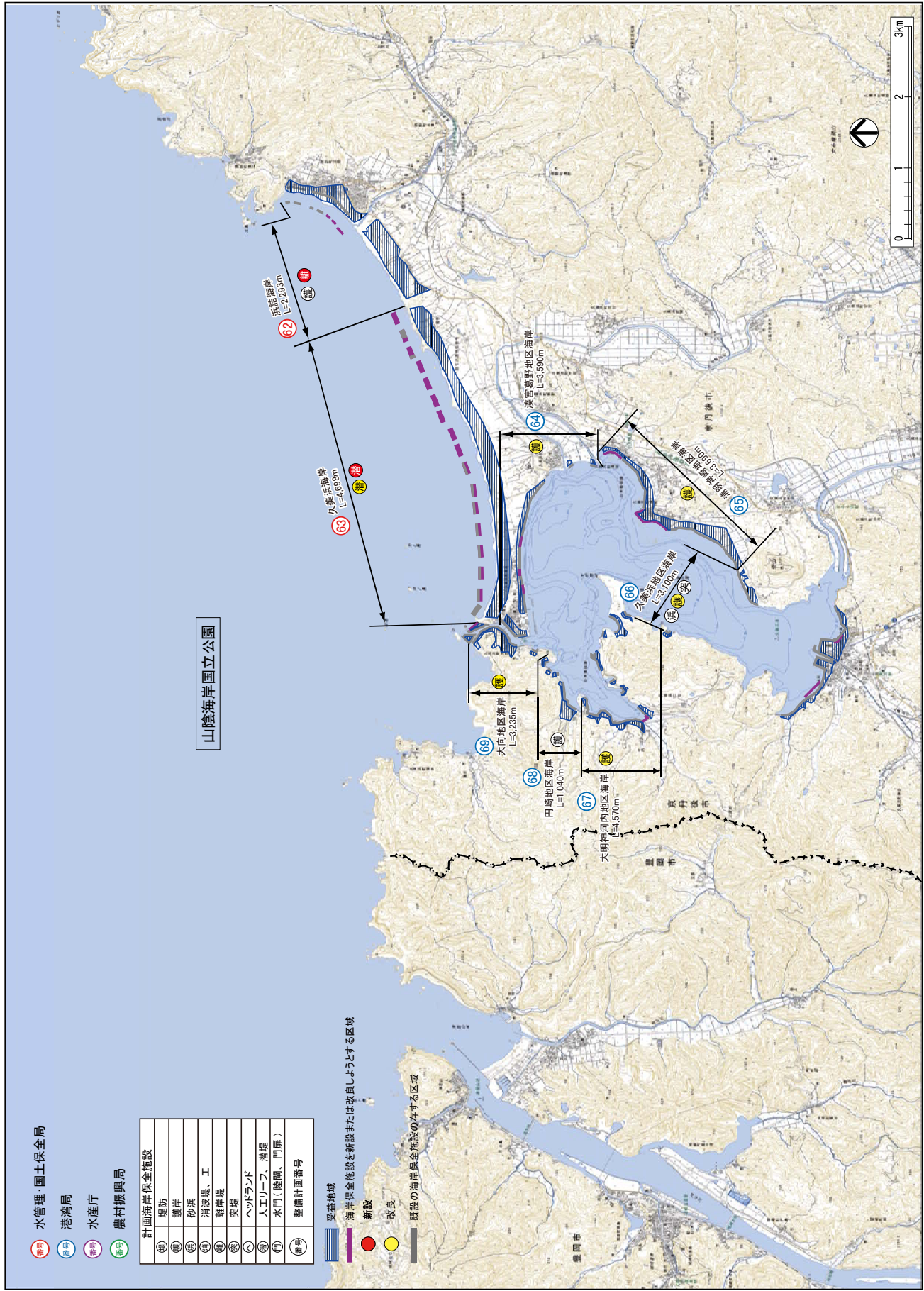
計画海岸保全施設	
①	堤防
②	護岸
③	砂浜
④	消波堤、工
⑤	新岸堤
⑥	突堤
⑦	ヘッドランド
⑧	人工リーフ、海堤
⑨	水門(徳間、門扉)
⑩	整備計画番号

- 受益地域
- 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
- 新設
- 改良
- 既設の海岸保全施設の存する区域

丹後天橋立大江山国定公園



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 29 情発、第 966 号)」
 この地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農林振興局

計画海岸保全施設	
①	堤防
②	護岸
③	砂浜
④	消波堤、工
⑤	護岸堤
⑥	突堤
⑦	ヘッドランド
⑧	人工リーフ、浅堤
⑨	水門(徳間、門扉)
⑩	整備計画番号

- 受益地域
- 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
- 新設
- 改良
- 既設の海岸保全施設のある区域

山陰海岸国立公園

この地図は、国土国際院長の承認を得て、同院長の承認を得たものである。(承認番号 平 29 情補、第 066 号) この地図をさらに複製する場合には、国土国際院長の承認を得なければならない。



基本計画図 (8)